

農業農村整備事業業務等共通仕様書の改定対比表

改定後（令和2年4月版）	改定前（平成29年6月版）
<p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成令和2年4月</p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>第1章 総 則 第1-1条〔省略〕 第1-2条 用語の定義 (1)～(3)〔省略〕 (4)「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 (5)～(27)〔省略〕 (28)「提示」とは、受注者が監督職員又は検査職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。 (29)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発・・・・・・・・・・なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。 ※(30)～(39)まで番号を1つ繰り送り</p> <p>第1-3条～第1-9条〔省略〕</p> <p>第1-10条 打合せ等 1～3 〔省略〕 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス※」に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、質問等に対して、1日（24時間）以内に回答することをいう。なお、1日での回答が困難な場合は、受注者に回答が必要な期限を確認したうえで、その回答期限を1日（24時間）以内に回答するものとし、その回答期限を超過する場合には、速やかに新たな回答期限を連絡することをいう。</p> <p>第1-11条〔省略〕</p> <p>第1-12条 業務実績データの作成及び登録 1 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、登録機関に申請しなければならない。 2 受注者は、受注・変更・完了・訂正時の業務実績情報について、受注・変更・完了時は契約締結・変更契約・業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。</p> <p>第1-13条～第1-18条〔省略〕</p>	<p style="text-align: center;">農業農村整備事業土質・地質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成29年6月</p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>第1章 総 則 第1-1条〔省略〕 第1-2条 用語の定義 (1)～(3)〔省略〕 (4)「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 (5)～(27)〔省略〕 〔追加〕</p> <p>(28)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発・・・・・・・・・・なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>第1-3条～第1-9条〔省略〕</p> <p>第1-10条 打合せ等 1～3 〔省略〕 〔追加〕</p> <p>第1-11条〔省略〕</p> <p>第1-12条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約後、15日間（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日間（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日間（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第1-13条～第1-18条〔省略〕</p>

農業農村整備事業業務等共通仕様書の改定対比表

改定後（令和2年4月版）	改定前（平成29年6月版）
<p>第1-19条 検査 受注者は、契約書第32条1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない</p> <p>第1-20条 修補 1～4 〔省略〕 5 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1-21条 条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 〔省略〕</p> <p>第1-22条 契約変更 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2 〔省略〕</p> <p>第1-23条 履行期間の変更 1～2 〔省略〕 3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第24条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1-24条 一時中止 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1-32 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。 〔 以下、省略 〕</p> <p>第1-25条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 〔省略〕</p> <p>第1-26条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p>	<p>第1-19条 検査 受注者は、契約書第31条1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない</p> <p>第1-20条 修補 1～4 〔省略〕 5 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1-21条 条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 〔省略〕</p> <p>第1-22条 契約変更 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2 〔省略〕</p> <p>第1-23条 履行期間の変更 1～2 〔省略〕 3 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1-24条 一時中止 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1-31 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。 〔 以下、省略 〕</p> <p>第1-25条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 〔省略〕</p> <p>第1-26条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p>

農業農村整備事業業務等共通仕様書の改定対比表

改定後（令和2年4月版）	改定前（平成29年6月版）
<p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第42条に規定するかし責任に係る損害</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>第1-27条 部分使用 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。 (1)~(2) 〔省略〕</p> <p>第1-28条~第2-7条〔省略〕</p>	<p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第41条に規定するかし責任に係る損害</p> <p>(3) 〔省略〕</p> <p>第1-27条 部分使用 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。 (1)~(2) 〔省略〕</p> <p>第1-28条~第2-7条〔省略〕</p>